

請願第17号 北海道の各機関における行政書士制度への理解及び行政書士法等の遵守徹底に関する件

令和6年2月16日 受理
令和6年2月21日 付託

総務委員会

請願者 札幌市中央区北1条西10丁目
北海道行政書士会
会長 宮元仁

紹介議員 喜多龍一、梶谷大志
佐藤伸弥、森成之
真下紀子、山崎真由美

請願の要旨

北海道の各関係機関には、行政手続における適正手続の保障を具現化した、行政手続法に基づいた対応が求められている。しかし、北海道における各種許認可等の事務を所掌する機関において、審査基準に具体性が乏しい事例や、審査基準とは異なる取扱い、同一事実に対する不統一な取扱い及び不当な窓口指導も散見される。このような行為は、行政手続法等に違反する可能性があるのみならず、事業者、北海道民及び北海道来訪の外国人（以下「道民等」という。）に多大な不利益をもたらしている。

行政書士は、行政書士法に基づき、官公署へ提出する書類の作成・申請代理の専門家として法令等を遵守し、道民等と行政とのパイプ役として、その業務を遂行している。

道民等が質の高い行政サービスが享受できるよう、道民等の利益擁護の立場に立った窓口指導及び審査基準等の設定とその具体性の確保を求める。

道民等の権利を擁護するとともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上のために、行政手続法等の遵守徹底を北海道の各関係機関へ指導されるよう求める。

よって、道議会において、次の事項について配意願いたい。

記

1 北海道の各関係機関に行政手続法の遵守徹底を指導すること。

請願第18号 北海道の各機関における行政書士制度への理解及び行政書士法等の遵守徹底に関する件

令和6年2月16日 受理
令和6年2月21日 付託

総合政策委員会

請願者 札幌市中央区北1条西10丁目
北海道行政書士会
会長 宮元仁

紹介議員 喜多龍一、梶谷大志
佐藤伸弥、森成之
真下紀子、山崎真由美

請願の要旨

行政書士は、行政書士法に規定された官公署に対する許認可申請や相続・遺言など権利義務・事実証明に関する書類作成などの業務を行い、事業者、北海道民及び北海道来訪の外国人（以下「道民等」という。）と行政とのパイプ役であることを自覚し、申請代理の専門家として高度な法的知見及び専門知識を身につけるべく日々研さんを重ね、使命感を持って業務に臨んでいる。同時に、行政に関する円滑な実施に寄与すべく業務に励んでいる。また、令和3年6月に施行された改正行政書士法では「国民の権利利益の実現に資すること」が明示され、公法上及び私法上行政書士の目的をより実態に即したものとする必要性からなされたものである。

しかしながら、各種申請及び届出等に際して、資格を有しない非行政書士が業務を行っているという事実が散見される。これは、提出期限の超過、書類の不備、虚偽の記載、個人情報の保護及び守秘義務の有無等を含めて、道民等に多大な不利益をもたらすものであり、行政手続の専門家として看過することができない。

行政書士制度の役割と意義は、社会の多様化及び複雑化が進むに伴い、さらに重要性を増している。

北海道の各関係機関において、行政書士または行政書士法人でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類の作成及び提出代理をすることができないとする行政書士法及び行政書士制度の趣旨への理解を深め、無資格者の書類作成及び提出行為の排除について、北海道各関係機関への指導強化と徹底をもって各種申請及び届出等に関して、公正かつ透明性のある行政サービスが行われることを願うものである。

よって、道議会において、次の事項について配意願いたい。

記

1 北海道の各関係機関に行政書士制度の理解及び行政書士法遵守の徹底強化を図ること。